

平成 28 年度 第 2 回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 平成 28 年 8 月 10 日 (水) 午後 2 : 00 ~ 4 : 00
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 5 委員会室
出席委員 今野 薫委員、杉山 朗子委員、武山 良三委員、杼窪 昌之委員、
馬場 たまき委員、堀 繁委員、宮原 博通委員、巖 爽委員、
吉川 由美委員、涌井 史郎委員、渡辺 博委員
仙 台 市 都市整備局長、復興事業監、次長兼住宅政策部長、計画部長
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課
そ の 他 国土交通省東北地方整備局建政部 計画・建設産業課、
宮城県土木部都市計画課

1. 開会

涌井会長 ・はじめに、議事録署名人を決めたいと思います。今回は私の他に巖委員
にお願いします。

2. 議事 宮城野通東地区の景観地区等の指定について

事務局 ・説明

涌井会長 ・この概要は 5 月の審議会の中でも審議いただいたものであり、さらに精
査されています。
・地区計画については、宮城野通沿道全体に定められています。その中で
今回、比較的混合用途の東地区について、説明いただいた通り、街並み
形成ガイドラインを定めたいということです。
・追加ではありますが、仙台駅東口のヨドバシカメラの件についても具体
的にご説明いただいたというところです。

巖委員 ・定禅寺通、宮城野通、青葉通ときて、今回は宮城野通東ですが、街並み
形成ガイドラインを作成する順番をどのように決めたのかについて教え
てください。

都市景観課長 ・仙台市では景観法ができる前に独自条例で景観形成地区という地区指定
を行っておりました。それを最初に景観地区へ移行しようということで、
平成 23 年に定禅寺通と駅前からサンプラザまでの宮城野通を景観地区へ
移行しています。
・その後に震災もあり、宮城野通東地区についてはなかなか地元と話し合い

をする機会を持ってませんでした。

- ・青葉通は景観形成地区ではなかったものの、宮城野通、定禅寺通とともに仙台市のシンボルロードとして指定されているため、平成 27 年に青葉通を景観地区に指定しました。
- ・今回宮城野通東地区を指定すると、この 3 つのシンボルロード全てが景観地区に指定されるという事になります。

- 厳委員
- ・シンボルロードを作っていくという事も大事なのですが、仙台駅西口の駅前には仙台の顔なので、なんとかならないかと思っています。
 - ・宮城野通は比較的新しく、道も広いので、きれいだと感じています。
 - ・緊急度からいうと東口より西口の方があるかと思っています、これが終わればいち早く西口についてのルールを作りたいと思いました。

- 都市景観課長
- ・西口については、これまでも武山先生のお力をお借りするなどして、地元と勉強会なども重ねまして、徐々に進みつつあります。
 - ・今年になってからも地元の商店街振興組合の方にお話しさせていただくなどの取り組みは進めており、今後も継続していきたいと考えています。

- 厳委員
- ・話し合いというより、もう少し強制力のあるやり方があってもいいのかと思います。

- 杉山委員
- ・誘導指針の「高い明度の軽めの色彩」という表現が一般の方向けではないと思います。私の会社ではソフトな色彩と言っています。
 - ・誘導指針の 3 つ目に書いてある「住宅に対する圧迫感の軽減」とはどういうことなのか分かりにくいと思います。
 - ・彩度の確認です。色相が 5R~5Y の範囲ですと、彩度が 6 以下、明度 8 以上となる高層部分は 4 以下となっていますけれども、この範囲には濃いピンク色なども含まれます。もしこのような色彩での申請が出てきた場合には、どのような対応になるのか、少し指導が含まれるような対応をするのかについて教えて下さい。

- 涌井会長
- ・現実的にこれを受け付けて指導するのは区役所なのか、本庁になるのかという事も教えて下さい。区の場合は、なおさら文言通りにやってしまうという可能性もあるので、そのあたりも付け加えてご説明いただきたいと思っています。

- 都市景観課長
- ・誘導指針の「高い明度の軽めの色彩」という表現がわかりづらいという事であれば、ソフトな色彩という事を加えてもいいと考えています。
 - ・誘導指針の「住宅に対する圧迫感の軽減、色彩の調和に配慮する」という部分なのですが、中層と低層の建物が入り乱れているところがあって、中層の建物が目立つ色の建物も中にはあるということもあって、住宅に住んでいる方に対して色の圧迫感みたいなものがないようにという意味の趣旨で加えている、というところですよ。
 - ・景観地区の認定申請の審査は区役所対応となります。ただ、区と本庁とは非常に常日頃から連携を強めております。そういったところで指導させていただきたいと思っています。
- 涌井会長
- ・非常に微妙なところですから、せっかく専門家が委員の中にいらっしゃるの、しっかりご意見を聞いて、指導を仰いだ方がよろしいのではないですか。
- 杉山委員
- ・誘導指針のところで「周囲から突出しない色彩」という文言を「周囲から突出しないおだやかな色彩」とすれば、先ほどの鮮やかな色は「これは鮮やかですよ」というように文言の方で対応するのはいかがかなと思います。
- 武山委員
- ・同じところがとっても気になっていて、「概ねの目安です」というような形の言葉を書きおいた方がいいのかなと思います。
 - ・富山市では真っ白なマンションや真っ黒なマンションなど東京の六本木などで建てるような感覚のデザイナーもいます。色としては色味を持たないのですが、周辺からは突出してしまい、馴染まないという指導するような事例もあります。
 - ・「5R～5Yは彩度6以下、その他の色彩の範囲は彩度2以下」となっているのですが、実際具体的に色をご覧になった上でこういう色になったのかだけ確認をしておきたいです。いざ見てみたらこの範囲に既存不適格がいっぱい出てきたなど、後手を踏まないように確認した方がいいかなと思います。
- 都市景観課長
- ・認定申請には景観シュミレーションというものを提出していただいています。大規模な建築物になりますと、具体的に今の風景の中に新しくできる建物をはめ込んでもらおう、というそういうチェックの仕方をしていきます。そういったところで実際に街の中にそういった色の建物ができた

ときに、どういうふうに見えてくるのか、事前にチェック、確認しています。

- 涌井会長
- ・例えば、文言の上では明度・彩度の基準に適合するのだけれども、現実には不適合だ、と。そういうものはどのように指導されますか。
 - ・日本の社会は合法性の社会。そういったときにも不適合である、と指導ができるように読めるような文言の組み立て方で作れるいいチャンスです。検討されてはいかがですか。

- 都市景観課長
- ・誘導指針の中にブレーキがかかるような言葉をいれさせていただいて、一定程度こちらからも「これに抵触するのではないか」というようなものを加えるなりして、対応させていただきたいと思います。

- 武山委員
- ・周囲から突出したようなものにならないように、コンセプトをはっきり出した方が良いでしょう。それがまず大前提にあって、「概ね基準はこのようなものを参考にしてください」という形であればいくらかでも指導ができると思います。

- 涌井会長
- ・指導の論拠になるように、せつかくの機会ですので検討されたいかがですか。

- 都市景観課長
- ・そのようにさせていただきます。

- 杉山委員
- ・歴史的なまちや穏やかな街並みをめざしている街区ですと、明度4以上から明度8.5位（明度9以上は真っ白となる）を目安にしている自治体が多いです。参考に押さえておくといいと思います。

- 馬場委員
- ・既存でこの基準を超えてしまっているものに対しては、ガイドラインが認められて機能するようになった際に指導をしていくのでしょうか。

- 都市景観課長
- ・平成26年の調査により、色彩の既存不適格は4件ほどあります。例えば、外壁を塗り替える工事を行う場合などリニューアルの際に指導する形になるかと思います。

- 渡辺委員
- ・7月8日～20日の間に原案の縦覧があり、「意見書なし」ということでしたが、縦覧にはどの位いらっしまったのでしょうか。

- ・縦覧をするにあたって、市民周知はどのようにされたのか、周知が十分であって、どうだったのかという事を教えて下さい。

都市景観課長

- ・縦覧にいらっしゃった方は0人です。
- ・縦覧については、5月下旬の関係権利者への資料送付時、6月7日の説明会当日、さらにその後の説明会の議事録送付時に「いつからいつまで縦覧を行います」、と地元の権利者の方々に周知させていただいています。

渡辺委員

- ・4件ほど既存不適格が認められているということですが、知らないでリニューアルされてしまうという事はないのでしょうか。

都市景観課長

- ・外壁の色彩の変更については、認定申請の対象行為となります。

堀委員

- ・目標、方針、ルールとの関係と整合性を一つ一つ慎重にチェックして、本当に良いものにしていただきたい。
- ・目標が地域の人たちに十分よく伝わり、過不足がない、と確認が取れているでしょうか。
- ・一つ一つの目標は最ものように見えますが、実際は目標にはそれぞれの重みがあります。
- ・例えば、「緑がつながり、潤いのある街並みづくり」とは精神的な目標であって、物理的な目標にはなりえないと思うのですが、そうではなくて物理的な目標とするのかなど、重み付がだいぶ違うので、十分に精査していただきたいです。
- ・ルールについて理由、根拠が「〇〇のため」と書いてあるのですが、十分に一語ずつチェックをしていただきたいです。
- ・例えば、ガイドラインの5ページに「快適な歩行者空間を確保し、通りに開かれた街並みをつくっていくため」1m以上後退する、という具体的なルールがあります。12ページの一番下の写真は1m後退したような形ではあるものの、これは快適な歩行者空間の確保ではありません。そうすると、「通りに開かれた街並み」の方にこれは該当するのか。具体的に街並みが通りに開かれたとはどうなのか。そういうところを詰めていけば、どんどん洗練されて良い街並みをつくるためのルールになっていくと思います。
- ・全体として、こういうことを「配慮してください」やこういうことが「望ましいです」というが書いてはいないけれども、書いてあるのであるとすると、冒頭にそういう事を書いておくと良いと思います。

- ・例えばガイドラインの P8「宮城野通に面する部分の景観地区」の基準で、「3 階以上の建築物は次のようなデザインを施すこと」と書いてあります。デザインの変化や分節、これは必ずしろ、という事なのか、望ましいのか、どういうつもりなのか。雁行化できる場合は良いですけども、雁行化するのができない場合、無理やり分節化するのか、望ましいのか、どういうふうな考え方なのかを記載するべきです。

宮原委員 ・夜間の照明に関するルールということをもう少し丁寧に表現、項目を設けて表現されたいのではないかと思います。

都市景観課長 ・最終的には地区全体のガイドラインとして一つにまとめる予定ですので、今いただいたご意見も踏まえ、具体的なもっと分かりやすい写真を使う、表現をもっと工夫する、などの対応させていただきたいと思います。

涌井会長 ・市民向けの文章において一番大事なことは、どういう哲学で、どういうコンセプトで誘導するのか、ということをもみんなで共有することです。

- ・個別の事項をインテグレート（完全に）するより、上位の概念を明確にするべきだと思います。上位の概念の基にいくと、こういう方向でやってほしいのだ、と相手側に対しての説得力が出ます。これがないと、個々の問題だけにバラバラに対応してしまう、優劣が付け難い、ということになります。
- ・もう一つ大事なことは、できるだけ分かりやすい文章とし、使い勝手を良くする、ということです。全体を一括してやるという時期に向けてもっと熟してほしいです。

3. 議事 屋外広告物に関する基準等の見直しについて

事務局 ・説明

杉山委員 ・大きく 2 つ申し上げます。1 つは、自然公園内の温泉地における規制というところでお示しになった、「1/6」という数字についてです。規模の大きな旅館になると、1/6 というのはかなり大きい印象があるのですが、この数字が一般的なものなのかを教えてください。

- ・もう 1 つは、内容がよく分からなかったということもあるのですが、公共のものに対しては、規制がほぼなくなるということについてです。私は、公共の広告物や広報物のデザインで、すごく困った事例をお見受け

しています。

- 例えば、東京都で行われているバスのラッピングでは、警察で掲出した「おれおれ詐欺」の注意喚起が、黄色い地に黒い文字で、赤いギザギザのようなものがついていて、これは如何ともし難いデザインだということになりました。消防なども、火の用心のような表示をすごく大きく掲げていることがあるのですが、地方都市ではそれがすごく目立つのです。都市景観に気を配った街並みでも、警察や消防、市役所などの広告物が、サイズもばらばらで、デザイン性に優れているとは思えないものも多く見受けられることがあります。
- 今後は公園もオープンにしていくということを語られていますが、それらに対して、デザイン審議など、デザインの質を向上させるための方策をもう少し強く訴えられた方がよいのではというのが全体の感想です。そのあたりの仕組みなどをどのようにお考えか、お聞かせ願います。

涌井会長 • 今のお話は、仙台市の景観というファクトに留まらず、仙台市のデザインポリシーをどのように上げていくかという戦略とも非常に不可分な関係にある話だと思います。その他いかがでしょうか。

- 巖委員
- 資料 2-1 の許可基準を見ると、許可に関する規定は、高さと大きさの規定しかなくて、杉山先生がおっしゃられていたように、色やバランスなど、やはり大きさのことだけではないと思いました。
 - 公園を禁止地域からはずすという緩和の話がありましたが、具体的なイメージとして、公園の中の飲食施設は大きな広告を出してもよいのか、それとも飲食施設の看板を壁に描いていいのか、その辺りのイメージが分からなかったので、ご説明いただければと思います。

涌井会長

- そのことについては私の方からも答えさせていただきたいと思います。本省の方でやっている、都市公園のあり方研究会に関連した考えなのですが、「作る公園から使う公園へ」というキャッチフレーズでして、既に今、12 万 ha という膨大な規模の公園面積が確保されているのですが、残念なことに、社会福祉関係の予算に阻まれて、ストックだけが残っている状況です。ところが管理費用は減らされていくので、これをしてはだめ、あれをしてはだめという、いわば行為を制限することによって管理費を浮かせているような、負のスパイラルに陥っているということがあります。
- 一方アメリカなどでは、「BID (Business Improvement District)」とい

う、受益者負担の概念を取り入れたような仕組みのもとに、関係者らが、自分たちの不動産価値を上げようという意識で、費用を負担しながら、公園のマネジメントや街並み景観の向上に取り組んでいる地区があります。そこでは、積極的に都市公園を使っていこうとする中で、「公園は誰のものか」という意識から、行為を制限しているだけではなく、ある一定の範囲の中であれば、規制を緩和して許容していけるよう、柔軟な仕組みに変えていこうとする検討が始まっており、市の提案はそのような流れを受けてのことだと思えます。

- ただし、軒並みそれをやろうというのではなくて、稠密な市街地の中における広場公園や、使われていない児童公園などが対象となってくるでしょう。そういった場所については、公益性を害するような人たちがたむろするなどということがないよう、市街地を活性化ための機能に積極的に転換していくということが必要になってくるのですが、そうした場合には、一時的なスポンサー使用など、今まで認めていなかったことと向き合っていく必要が出てくることをご理解いただきたいと思います。

- 武山委員
- 屋外広告物の問題は悩ましいところがございますが、屋外広告物法というのは、「安全」ということと「良好な景観づくり」という、大きな2つの目的があります。安全に係る件につきましては、どんどんと進めていくしかないかなと思っております。
 - 「良好な景観」の方については、私の考えとして、「量」の問題と「質」の部分とがあり、その両方が相関して景観がつくられている訳ですけれども、ここにまだきちんとした回答が見えていない状況と思われれます。「量」を規制して、なかなかいい景観ができないというジレンマの中で、では「質」の方も、と「質」のカードを妙に切ってしまうと、話はややこしくなって、更にはそこにエリアマネジメントやまちづくり系の話をすると、ますます混沌としてきてしまうように思いますので、ルールを作る前に、どういう形の広告物を用いた景観をつくろうとしているのかという点を確認された方がよいと思えます。
 - 分かりやすいところで、自然公園の温泉地の規制についていうと、木質系の広告物だけで全ての行燈や旅館名を揃えて掲出することで、自身の広告物としてだけでなく、温泉地としての魅力づくりに取り組んでいる事例がございます。面積の規制を1/6にしたからどうのこうののではなくて、旅館業を営んでいる方々自身が、旅館の魅力をどのように表現していくかということをしっかり議論して、ある程度答えを出していただいた時点でルールを作っていくということをしないと、ルールだけが進ん

でいき、例えば公園についても、ルールは決めなければもろくなものが
出てこないなどとなると、それは恐ろしいことだと思います。

- ・仙台駅前の広告物についても、どういう広告物であれば、みなさんは良い
と思っているのでしょうか。そのイメージにあまりにもギャップがあり
過ぎると思っています。そこで、最近ではCGでシミュレーションを行
うことができますので、是非それを一度やっていただいて、落としどころ
を確認した上でルールづくりに進むのであれば、ますます混沌とし
ていくように思います。

涌井会長 ・今の武山先生のご質問は、前へ向いて勇み足で行くのはいいのですが、
後ろがついてこなくなる可能性もあるから、ルールを定めるよりも、ま
ずはそうしたダイアログをどんどん進めて、その中で何を優先して取り
組んでいくのかを明確にするべきという話ですよ。

堀委員 ・今のお話と大きく関係するのですが、今のお話はすべて「規制」の基準
を見直すというお話ですよ。「規制」でいくのか、「誘導」でいくのか
が問題のところ、「規制」というのは、ある基準を設定して、その基準
をクリアしたら基本的には許可しないといけないものであって、そこに、
今議論になっている「質」の問題は介在しないのです。

- ・一方で「誘導」の方は、こういうことをやったらインセンティブを与え
ますよ、というものです。特に都市公園などは、誘導が馴染みます
ね。今回のような自然公園や温泉地などは、実態として広告物はあるけ
れども許可していないという状況の中で、一度「規制」をやってしまう
と、もう「誘導」には変えられないものです。ここが正念場で、「誘導」
でやるという考えもあると思います。「誘導」と「規制」というのは全
然違いますので、その違いをよく理解したうえでどうするのが良いの
か、という話ですよ。「規制」というのは、一律の要件さえ満たして
いけば、自動的に許可を与えるものであって、基本的にはコントロール
できないものですから、そこを十分議論すべきところではないかなと思
います。

都市景観課長 ・杉山委員からいただいた、1/6は大きいのではないかといったお話につい
ては、仙台市にある3つの許可地域の中でも、一番厳しい第1種許可地
域を当てはめたものであることをご理解ください。

- ・公共には制限がなく、そのことがかえって優れないデザインを生んでいる
のではないか、といったお話については、いわゆる公共工事について

も、景観計画区域内で規模の大きいものを築造する場合については通知を求めている、当課と協議はさせていただいており、一定程度景観への配慮を求めているところでございます。デザイン性を向上させるような仕組みが必要なのではないかというお話については、確かに公共施設のガイドラインを作っている地方都市もありますので、それについては今後の課題と思っております。

- ・ 広告物の「量」は制限していても、色やバランスなど、デザインについては制限していないのではないかといったお話ですが、都市によってはそのような制限を加えているところもあります。武山先生のところのように、1件1件広告物のデザインを審査している、という都市もございます。その辺について、仙台市の場合には、広告物の1件1件の審査が適切なのか、それとも、神戸などで行われているように、地元のまちづくり協議会が自分たちでガイドラインを作り、自ら広告物の審査をし、そうして地元が認めたものを行政が認める、といった仕組みづくりがよいのか、今後どのようなやり方が良いのかをもっと検討していきたいと思っております。そのことが、武山先生がおっしゃるように、仙台市としてどのような誘導を行っていくのかということと結びついていくと思うのですが、そこでまずは地元と話をする上でも、一定程度、行政側としてもこの程度の緩和を考えているんですよ、というような事をお話した上で、誘導を図っていきたくと考えております。作並温泉につきましても、地元の旅館業組合と話し合いをさせていただきまして、仙台市としては第1種許可地域にしていきたいと考えているとお話をした上で、どのようなものでもかまわないということではなく、一定程度方向性を考えませんかといった話し合いを、地元の方たちと始めていく形で進めていきたいと考えております。
- ・ 堀先生の「公園内は誘導できるのではないか」といったお話も、確かにその通りだと思っております。そこで、全ての都市公園について一律に解除するというのではなく、利活用の具体的な提案が出てきたときに初めて解除する運びとなりますが、そこでも看板の掲出にあたっては、その公園の魅力を向上させるものとするなど、ルール付けをしていければよいと考えております。

- 吉川委員
- ・ 仙台市において、公園内での広告物の掲出などを考えたときに、そこで景観を考えたり、エリアマネジメントする人たちのデザインリテラシーが成熟しているとはとても思えないのですが、かといって、それをルール決めや審査によって、上から指導していくような姿勢でもっては、お

そらく良い景観はできないのだらうと思います。

- ・泉中央の広場について、ベガルタの柱広告が並ぶような様子が美しいかどうかということを考えると、そもそもその公共空間が美しいかという問題があり、空間の見栄えの悪さが目立たなくなるように黄色の広告を並べたことが賑わいを生むかといったら、それは甚だ疑問であります。
- ・例えば、広場の薄暗さが問題だとすれば、改修時に照明の当て方などを工夫することで、広告物がより生き活きと見えるようにすることもできると思います。つまり、広告主の方にデザイン全ての責任があるのではなくて、その空間をどのように作り、どのように広告物を見せていくのかということについて、お互いに歩み寄る中で景観は生まれてくるものだと思います。そういった景観に対する考え方というのは、ベガルタ広告などの分かりやすい事例で成熟させしていくことが必要だと思います。

- 杼窪委員
- ・みなさんご存知の通り、作並地区に関しましては、秋保に比べまして、かなり衰退してきております。そういった意味合いからも、看板を出せるようになることで作並地区が活性化するのは、私は賛成と思っています。
 - ・泉中央駅前の維持管理費というのは、仙台市は恐らく莫大な金額を払っているのではないかと考えておまして、そのために広告収入を得て、維持管理に取り組んでいくということには私は賛成と思っています。ただし、先ほどみなさんが心配されていた通り、デザイン上の問題もありますから、例えばそこで、先ほどお話があった、地元の方たちがデザイン審査をして、それを仙台市に上げていくというようなやり方もあると思います。ただしそれを厳しくやらないと、私ども業者から言えば、広告主はお金になるんだったらなんでもいいといったデザインで出しますので、その辺を仙台市の方でしっかり指導していただければと思います。

- 巖委員
- ・温泉の広告に関しては、今は温泉に行く人はインターネットで事前に調べて行きますし、行きたいところはカーナビなどを使って行きますので、看板を見て行く人は少ないと思います。ですから、温泉地域における広告物というのは、案内看板として考えるのではなく、まちづくりの一環として、まちの雰囲気を出す為に考えていくことがよいと思います。

- 涌井会長
- ・私からも付け加えると、平成11年に国土交通省が、観光地におけるイ

ンバウンドを考えた「観光地における屋外広告物の基準」という報告書を出しているのですが、本市の取組みもその延長線上にあると理解してよろしいですか。

- 都市景観課長
- ・公園内での広告物の掲出については、例えばカフェを公園内に設けて楽しんでもらおうとしたときに、広告物を7㎡までしか出せないということが今の基準としてあります。そうすると、名前しか出せない、案内もできない、営業内容も出せないとなってしまうところを、それぞれ掲出できるようにしていきたいというのが我々の想いです。ただそのときに、どのようなデザインでもよいというわけではなくて、その公園の雰囲気にも配慮したデザインとすることなどを条件としていくことを考えています。
 - ・泉中央駅前のエリアマネジメントにつきましては、あそこの地下空間はとても暗いため、今回の改修にあわせて、中央の広場空間を上手く活用したり、そこに至るまでの経路を少し明るくしていく事を計画しているようです。それに合わせて、どのような広告物をどのように出したらより賑わいが生まれるのか、景観的に美しいのかということも、今回の社会実験を通して検証していこうとしています。
 - ・秋保温泉ではG7の来仙に向けて、案内サインの統一化を図りましたが、作並ではまだそこまで手が付けられていない状態です。今後はどのような看板をつけるとこの地域に良いのかということを実験していきながら、素敵な温泉街にするためのデザインについて、地元の方たちとお話をしていきたいと考えているところでございます。
 - ・歩行者向けの案内サインについては、一般の場所では緑色のサイン、青葉通ですと茄子紺色のサインというデザインコードを設けまして、この間の国連防災会議の前までに一定程度、整備を図ったという状況でございます。
- 涌井会長
- ・これはスケジュールでいくと、11月に条例改正の案を我々に示すということなので、まだ3か月間の時間があるわけですが、その3か月の間に検討・進化させていただくという意味合いで只今のご意見は登用していただければと思います。ほかに、3ヶ月間こういった検討をした方がいいといったご意見がございましたらお願いします。
- 渡辺委員
- ・粛々とやるべき安全点検については、4月に国がガイドライン案を改正し、義務化されたことで、性善説で言えば結構なことだと思いますが、確

実に安全を確保するという点で考えると、実効性に関して少し不安があります。

- 例えば、広告物の所有者、占有者、管理者に対して、管理義務があることを明確化されましたけれども、管理者というのは、例えば全国展開されている業種では、店舗の店長さんが担っていることもあるようで、その管理者たる店長さんが頻繁に変わってしまっていて、結果として責任の所在が不明確になっている事態もあるようです。そのようなことに対し、どのようにして義務化をしていくかということが問われると思います。
- 「広告物の所有者、占有者は、適切な時期に、専門家に点検させる義務がある」ということについて、点検結果の提出というのは、現状の報告だけでなく、改善の報告まで必要だと思うのですが、そこで改善については、必要最低限のものを求めるのか、それとも十分適切な処置を求めるのかということがあって、安全を担保するためにははっきりさせておかなければならない点だと思います。

- 杼窪委員
- 私が所属している日本屋外広告業団体連合会では、国土交通省がガイドライン案を改正したことに伴い、安全点検に係る講習会を早急に開くこととしており、まもなくそれが始まります。
 - 我々が点検を行い、問題点を指摘した場合に、継続許可申請においては申請者が改善を約束することで許可が下りるようですが、そうなってくると、先ほどの話のように、店長さんが変わってしまった場合はそれが引き継がれず、改善されないまま時間が過ぎてしまうこととなり、それが如実に現れたのがこの間の札幌の事故だと思います。

- 都市景観課長
- 今回は条例の中に加えていきたい項目を提示させていただいた形で、安全点検の具体的な内容につきましては、条例を基にどのような事ができるのかを今後考えていきたいと思っています。

- 涌井会長
- 先ほど私から BID の話をしましたが、これからのまちづくりは、「規制」、「誘導」などのほかにもう一つ、「参加」の仕組みをどうつくっていくのかということがあります。まずは事業者らが、この街を良くしていくということについて、自分たちにも受益の価値があるという共通認識を持ってないと、役所が言うからやっているというような話になり、良質な景観は生まれてきません。そのためには、目標と方法を共有しながら、自分のアセットマネジメントにもプラスになり、更には市民も喜ぶ、参画していくという、WINWIN の関係となるシステムをどう構築するのかとい

うことが重要であり、そこで景観条例の見直しというのが非常に密接不可分になってくると思います。その辺を、一つの基本的な方針みたいなものをしっかり考えながら、よく検討していただきたいと思います。11月にご報告いただく事を期待しております。

- 都市整備局長
- ・これら屋外広告物や宮城野通の話はすべて、エリアとしての価値をどう高めていくのか、そのために手法として様々あるだろうというようなお話だと思っています。
 - ・仙台でも、1日の間で人間の利用者が5人の一方で、ハトが100羽利用しているような公園もたくさんございます。そのような公園をどうやったら面白くできるかというときに、行政の発想だけではなく、市民の方たちの発想を取り入れていくことを始めておまして、実際に肴町公園という公園で、ハンモックを置いてみたり、子供たちがベンチに色を付けてみたりする、ブルックリン・デイアウトという市民の方をベースにした取組みを行ったところ、大変賑わったということがありました。
 - ・そのようなことの延長線上に泉中央駅前の話もありまして、様々な試行錯誤をしながら、失敗も重ねるかもしれませんが、仙台として、価値の異なる様々なエリアを作っていくことを究極の目的にして取り組んでいきたいと思っています。
 - ・11月までの間に、「規制」「誘導」という手法に加えて、「参加」という新しいカテゴリーにどう取り組んでいけるのかも含めて、様々な検討をしていきたいと思っています。
 - ・エリアの価値を高めていくこと、都市の価値を高めていくことを目標にして取り組んでいきたいと思っています。

- 杉山委員
- ・今の目的などは立派でよいことだと思うのですが、この報告書が「実態等に合わなくなっている基準」から始まっていることについては、私は全く理解できないでいます。
 - ・都市公園を活用するだとか、空いている様々な場所を活性化させるといった目標を立てられて初めて、「みんなでやりましょう」となるのだと思うのです。これだと、「規制を外しますよ」ということだけ言われていて、方向性はその後にみなさんで考えていくという事でもありましたが、いずれこの報告書のまとめ方では、どのようにしていきたいという目標の部分が見えないのです。

- 涌井会長
- ・おっしゃる通りで、書き出しが良くないですね。要するに後追いの印象

になっています。委員のみなさんが共通しておっしゃっていたのが、後追いではなくて、こういうコンセプトで新たなものを築いていこうとするときに、実態を見ると合わないものもあるから修正していくのだということと、同時に、もっと前に進んでいくんだということで、そのように説明もしていただきたいのです。

都市整備局長 ・ マイナス方向から入るような表現になってしまっているので、次回までの間に、市民の方たちからも共感してもらえるようなストーリーにまとめていきたいと思います。

4. 閉会